公　　告

関税法（昭和２９年法律第６１号）第３７条第１項、第２項及び第５項の規定に基づき、関門港下関地区指定保税地域の追加指定及び一部取消しを行ったので、同条第４項の規定に基づき公告する。

令和６年３月８日

門司税関長　　末永　広

１　指定の追加を行った土地

名　　称　関門港下関地区指定保税地域（下関港第２１号岸壁背後荷さばき地）

所 有 地　山口県下関市細江新町１番３０

所 有 者　下関市

管 理 者　下関市

面　　積　３，４３５．６７平方メートル

区　　域　山口県下関市細江新町の２級基準点「N0.2」（北緯 33 度 56 分 53 秒 39、東経 130 度 55 分 45 秒 49）から 127 度 07 分 22 秒の方向へ引いた線上 28.31 メートルの地点を基点（①）とし、同地点から 0 度 02 分 18 秒の方向へ引いた線上 22.37 メートルの地点（②）、同地点から 128 度 12 分 22 秒の方向へ引いた線上 7.19 メートルの地点（③）、同地点から 89 度 46 分 38 秒の方向へ引いた線上 78.41 メートルの地点（④）、同地点から 31 度 34 分 36 秒の方向へ引いた線上 9.49 メートルの地点（⑤）、同地点から 341 度 28 分 48 秒の方向へ引いた線上 74.67 メートルの地点（⑥）、同地点から 71 度 26 分 17 秒の方向へ引いた線上 6.56 メートルの地点（⑦）、同地点から 160 度 47 分 32 秒の方向へ引いた線上 3.18 メートルの地点（⑧）、同地点から 71 度 42 分 46 秒の方向へ引いた線上 9.93 メートルの地点（⑨）、同地点から 161 度 39 分 44 秒の方向へ引いた線上 104.47 メートルの地点（⑩）と基点を順次結んだ線によって囲まれる土地 3,435.67 平方メートル。（小数点第 3 位切り捨て）

２　一部取消しを行った土地

名　　称　関門港下関地区指定保税地域（岬之町ふ頭第２６号岸壁）

所 在 地　山口県下関市岬之町国有無番地の一部

所 有 者　国土交通省

管 理 者　下関市

面　　積　４５５．７９平方メートル

区　　域　山口県下関市観音崎町の四等三角点「観音崎」（北緯 33 度 07 分 04 秒 90、東経 130 度 56 分 16 秒 98）から 188 度 00 分 58 秒の方向へ引いた線上 197.25 メートルの地点を基点（①）とし、同地点から 89 度 43 分 09 秒の方向へ引いた線上 14.89 メートルの地点（②）、同地点から 179 度 34 分 35 秒の方向へ引いた線上 26.77 メートルの地点（③）、同地点から 243 度 47 分 13 秒の方向へ引いた線上 16.74 メートルの地点（④）と基点を順次結んだ線によって囲まれる土地 455.79 平方メートル。（小数点第 3 位切り捨て）

３　追加指定及び一部取消しの日

令和６年４月１日